

## クリーニング所の構造設備等

### 1 クリーニング法第3条の規定による必要な措置

- (1) 営業者は、洗たく物の洗たくをするクリーニング所に、業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少なくとも1台備えなければならない。ただし、脱水機の効用をも有する洗たく機を備える場合は、脱水機は備えなくてもよい。
- (2) クリーニング所及び業務用の車両（営業者がその業務のために使用する車両（軽車両を除く。）をいう。）並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと。
- (3) 洗たく物を洗たく又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておくこと。
- (4) 洗たく物をその用途に応じ区分して処理すること。
- (5) 洗場については、床が、不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。）で築造され、これに適当なこう配と排水口が設けられていること。
- (6) 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗たく物を取り扱う場合においては、その洗たく物は他の洗たく物と区分しておき、これを洗たくするときは、その前に消毒すること。ただし、洗たくが消毒の効果を有する方法によってなされる場合においては、消毒しなくてもよい。

#### 【消毒を要する洗たく物（クリーニング業法施行規則第1条）】

次に掲げる洗たく物で営業者に引き渡される前に消毒されていないもの

- ① 伝染性の疾病にかかっている者が使用した者として引き渡されたもの
- ② 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のあるものとして引き渡されたもの
- ③ おむつ、パンツその他これらに類するもの
- ④ 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの
- ⑤ 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これらに類するもの

#### 【消毒方法（クリーニング所における衛生管理要領第4）】

##### 理学的的方法

- ① 蒸気による消毒

蒸気がま等を使用し、100℃以上の湿熱に10分間以上触れさせること（温度計により器内の温度を確認すること。）。

- ② 熱湯による消毒

80℃以上の熱湯に10分間以上浸すこと（温度計により温度の確認をすること。）。

##### 化学的方法

- ① 塩素剤による消毒

さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素250ppm以上の水溶液中に30℃以上で5分間以上浸すこと（この場合終末遊離塩素が100ppmを下らないこと。）。

- ② 界面活性剤による消毒

逆性石ケン液、両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈水溶液中に30℃以上で30分間以上浸すこと。

③ ホルムアルデヒドガスによる消毒

あらかじめ真空にした装置に容積 1m<sup>3</sup> につきホルムアルデヒド 6g 以上及び水 40g 以上を同時に蒸発させ、密閉したまま 60℃以上で 1 時間以上触れさせること。

④ 酸化エチレンガスによる消毒

あらかじめ真空にした装置に酸化エチレンガス及び炭酸ガスを 1 対 9 に混合したものを注入し、大気圧に戻し 50℃以上で 2 時間以上触れさせるか、又は 1kg/cm<sup>2</sup> まで加圧し 50℃以上で 1 時間以上触れさせること。

## 2 クリーニング所において講ずべき措置に関する条例本則の規定による必要な措置

### (1) 一般的措置

ア クリーニング所（取次所を含む）は、住居その他のクリーニング所以外の用途に供する施設と壁等により明確に区画し、かつ、クリーニング所以外の用途に使用しないこと。

（注1：「壁等により明確に区画し」とは、原則として区画は天井から床まで完全に遮断されることを要する。）

（注2：「壁等」とは、壁、板、戸等の障壁をいうもので、可動式で区画が変更できるものではないこと）

イ 床（洗い場の床を除く。）は、板又は不浸透性材料で仕上げること。

ウ クリーニング所内の採光又は照明及び換気は、十分に行うこと。

エ 洗濯物の収納容器又は収納設備は、毎月 1 回以上消毒すること。

オ ねずみ及び衛生害虫の駆除を行うこと。

### (2) 洗濯物の処理を行う施設における措置

ア 施設内は、仕上場及びそれ以外の用途に供する場所に区分し、それぞれ洗濯物の処理に応じた適当な広さを有すること。

イ 洗い場の内壁は、不浸透性材料で造られている場合を除き、床面から 50 センチメートルの高さまで不浸透性材料で腰張りすること。

ウ 溶剤、洗剤、薬品、蒸留残さ物等を安全に保管する設備を設けること。

エ テトラクロロエチレンを使用するドライクリーニング機械には、排液を適正に処理するため、排液処理装置を設置し、排液の濃度を常に管理すること。

オ テトラクロロエチレンを使用するドライクリーニング機械には、溶剤蒸気回収装置を設置すること。

カ 仕上作業は、清潔な衣服を着用して行うこと。

### (3) 受取及び引渡しを行う施設における措置

ア 受取及び引渡しを行うために十分な広さを有すること。

イ 対面して受取及び引渡しを行う施設にあっては、適当な広さの受渡台を備えること。